

## 報告事項 No. 1

# 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の 臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

### 1 臨時代理した事項

#### (1) 要綱の一部改正

「令和4年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」の一部改正

#### (2) 内容

新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者となったことにより、すべての適性検査を受検できなかった志願者を対象として「特例による検査」を実施する。

### 2 臨時代理を行った日

令和4年1月27日

### 3 臨時代理を行った理由

「特例による検査」の実施に関して、早期に受検者に周知する必要があるため。

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

資料 1

令和4年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の  
募集及び決定に関する要綱の一部改正について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより、すべての適性検査を受検できなかった志願者を対象として、特例による検査を実施するため、標記要綱の一部改正を行うもの

2 改正内容

新 旧 対 照 表	
改正後	改正前
4 検査方法 (1) 附属中学校の校長は、作文を含む適性検査及を行う。  (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。  (3) 障害等のある志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。  (4) <u>新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者となったことにより、すべての適性検査を受検できなかった志願者を対象として特例による検査を実施する。なお、特例による検査に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u>	4 検査方法 (1) 附属中学校の校長は、作文を含む適性検査及を行う。  (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。  (3) 障害等のある志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

## 資料2

### 令和4年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の決定に関する 特例による検査 実施要領（一部抜粋）

令和4年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の決定に係る特例による検査は、川崎市教育委員会が定めた「令和4年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」に基づき定めるこの要領により実施する。

#### 1 志願資格等

##### (1) 志願資格

すでに川崎市立川崎高等学校附属中学校に志願している者のうち、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者となったことにより、令和4年2月3日（木）に実施する適性検査を受検できなかった者。

##### (2) 志願手続

- ア 令和4年2月3日（木）午後1時から午後3時までに「特例による検査」を希望することを川崎市立川崎高等学校附属中学校に連絡する。
- イ 令和4年2月16日（水）午前9時から午後3時までに「特例による検査に係る申請書」に必要事項を記入し、川崎市立川崎高等学校附属中学校に提出する。

#### 2 検査の方法等

- (1) 検査日 令和4年2月23日（水）
- (2) 検査会場 県立総合教育センター（藤沢市善行7-1-1）
- (3) 検査の方法 適性検査を実施する。
- (4) 時程

内容	時間	所要時間
集合時刻	9:40	—
検査についての注意	9:55～10:00	5分
適性検査	10:00～10:45	45分
諸連絡	10:45～10:50	5分

#### 3 合格者の決定及び合格発表日

- ア 合格者の決定  
附属中学校の校長は、「特例による検査」における結果及び調査書により総合的に判断し、合格者を決定する。
- イ 合格発表日  
令和4年2月28日（月）

## 資料3

令和4年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱

### 1 募集定員

川崎市立川崎高等学校附属中学校 120名

### 2 志願資格

川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）に入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、かつ、本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）がともに通学区域（川崎市全域）内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者とする。

ただし、川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、市内に住所を有する者とみなす。

- (1) 小学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月31日までに卒業見込み又は修了する見込みの者
- (2) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和4年3月31日までに修了する見込みの者
- (3) 外国に所在する学校（現地校）において日本の6年の義務教育相当の教育を受け、かつ、平成21年4月2日から平成22年4月1日までの間に出生した者

### 3 志願手続

#### (1) 志願の範囲

他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に志願した者又は志願予定の者の志願は認めないこととする。

#### (2) 志願方法

志願者は、入学願書その他必要な書類等を附属中学校の校長あてに、簡易書留により郵送するものとする。

#### (3) 入学選考料

志願者は、別に定める入学選考料を、市が指定する金融機関において事前に納入し、その収入済証明書を入学者に貼付する。なお、一度納入された入学選考料は、原則として返還しない。

#### (4) 受付期間

受付期間は、令和4年1月4日（火）から1月6日（木）まで（当該期間内の到着又は消印があるものを受け付ける。）とする。

### 4 検査方法

- (1) 附属中学校の校長は、作文を含む適性検査及を行う。
- (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 障害等のある志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

(4) 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者となったことにより、すべての適性検査を受検できなかった志願者を対象として特例による検査を実施する。なお、特例による検査に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 5 検査期日

検査の期日は、令和4年2月3日(木)とする。

## 6 合否決定及び合格発表期日

### (1) 合否決定

附属中学校の校長は、4に定める検査の結果及び志願者が提出した調査書による総合的な選考を行い、選考結果が上位の者から120名を合格者として決定する。なお、資料が整わない受検者については、適性検査や参考にできる資料を活用し、適切に選考するものとする。

### (2) 合格発表期日

合格発表の期日は、令和4年2月10日(木)とする。

## 7 入学の許可

(1) 入学の許可は、合格者に附属中学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。

(2) 附属中学校の校長は、志願又は合否決定のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

## 8 入学手続

(1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続きをしなければならない。

(2) 附属中学校の校長は、(1)の手続きを行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

(3) 入学者に欠員が生じたときには、附属中学校の校長は速やかに繰上げ合格者を決定し、当該者に入学の意思を確認した上で、入学者に充てる。

## 9 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、附属中学校の入学者の募集及び決定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

この要綱は、

令和3年5月18日 制定

令和3年8月 3日 改正

令和4年1月27日 改正